国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法の改正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（貸付け） 第１７条　資産管理役は，大学の業務運営上支障がないと認められる場合は，不動産を貸し付けることができる。 ２　前項の規定による貸付けは，有償とする。 ３　前項の規定にかかわらず，次の各号の１に該当する場合は，不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。 ⑴ 本学の土地，建物その他の物件の工事又は製造等のため，必要な不動産を貸し付ける場合 ⑵ その他学長が特に必要があると認める場合 ４　不動産を有償で貸し付ける場合は，その対価を前納させるものとする。ただし，国，地方公共団体，特殊法人，公益法人，独立行政法人又は国立大学法人に貸し付ける場合は，その対価を後納又は分納させることができる。 ５　貸付料金については，別に定める。	（貸付け） 第１７条　資産管理役は，大学の業務運営上支障がないと認められる場合は，不動産を貸し付けることができる。 ２　前項の規定による貸付けは，有償とする。 ３　前項の規定にかかわらず，次の各号の１に該当する場合は，不動産を時価よりも低い対価又は無償でこれを貸し付けることができる。 ⑴ 本学の土地，建物その他の物件の工事又は製造等のため，必要な不動産を貸し付ける場合 ⑵ その他学長が特に必要があると認める場合 ４　不動産を有償で貸し付ける場合は，その対価を前納させるものとする。ただし，国，地方公共団体，特殊法人，公益法人，独立行政法人又は国立大学法人に貸し付ける場合は，その対価を後納又は分納させることができる。 ５　貸付料金については，別に定める。
（土地等の貸付け） 第１７条の２　資産管理役は，前条の貸付けの際に本学が定める業務以外の用途であると認める場合は，国立大学法人法（平成15年法律第102号）第34条の２の規定による文部科学大臣の認可を受けた後，土地等（第３条第１号から第３号に規定するものに限る。次項において「土地等」という。）を貸し付けることができる。 ２　前項において貸し付けることができる範囲は，本学の業務のために現に使用されておらず，かつ，当面これらのために使用されることが予定されていない土地等に限る。	
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規則は，平成30年７月25日から施行し，平成29年４月１日から適用する。	